

坂出市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で、同法第5条の規定により当該浄化槽の工事に着手することができるものまたは建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けたものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 専用住宅 自己の居住を目的とした住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の目的とした小規模店舗併用住宅を含む。）であって、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」（J I S A 3302-2000）の表（以下「算定表」という。）の住宅施設関係の項建築用途の欄に掲げる住宅。ただし、販売または賃貸を目的とするものおよび寄宿舍を除く。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 甲種地域（市域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項または同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業認可区域」という。）以外の地域をいう。以下同じ。）
- (2) 乙種区域（下水道事業認可区域内において、下水道の整備が当該年度を含め3年以内に見込まれない地域をいう。以下同じ。）

(補助対象者)

第4条 市長は、市長の定める補助対象地域内において、専用住宅に浄化槽を設置しようとし、かつ、本市の市税を滞納していない者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項による設置の届出の審査または建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項による確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 専用住宅を借りている者で、浄化槽の設置または既存単独処理浄化槽を撤去・処分することについて、賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 設置した浄化槽に係る浄化槽法第7条および第11条に基づく法定検査の検査依頼書を指定検査機関に提出しない者
- (4) 設置する浄化槽に係る香川県または香川県が委託した団体(以下この号においてこれらを「実施団体」という。)が実施する浄化槽設置者講習会の受講を修了していない者(その者の代理人(実施団体が認める者に限る。)が受講を修了した場合を除く。)
- (5) 処理対象人数50人を超える浄化槽を設置しようとする者
- (6) 既存の合併処理浄化槽を廃して、新たに合併処理浄化槽を設置する者(災害に伴うものを除く。)
- (7) 新築または増築により合併処理浄化槽を設置する者のうち、本市における汚水処理未普及の解消につながらないと市長が認める者。ただし、災害により専用住宅または既存の合併処理浄化槽が被害を受けた場合で、市長が補助対象とすることを認めるときを除く。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (9) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)

- (10) 暴力団または暴力団員と社会に非難されるべき関係を有すると認められる者
(補助金額)

第5条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次に掲げる方法により判定した人槽を次の表に当てはめ、同表の左欄に掲げる人槽区分に応じ、同表右欄に定める額を限度とする。

- (1) 人槽の判定は、算定表の住宅施設関係の項建築用途の欄に掲げる住宅により算定した人員によるものとする。ただし、算定表により算定した人員が香川県の処理対象人員の算定方針（以下「県方針」という。）により算定された人員を上回る場合は、県方針により算定された人員によるものとする。
- (2) 小規模店舗等を併設した住宅の人槽の判定は、居住の用に供する部分の延べ面積を前号に当てはめるものとする。
- (3) 前2号の規定により判定した人槽を超える能力で処理対象人槽50人以下の浄化槽を設置しようとするときは、前2号の規定により判定した人槽とする。

人槽区分	補助限度額	
	甲種地域	乙種地域
5人槽	332,000円	199,000円
6～7人槽	414,000円	248,000円
8～10人槽	548,000円	328,000円

- 2 甲種地域において、既存単独処理浄化槽またはくみ取り槽を浄化槽へ転換する場合、単独処理浄化槽については12万円を限度として、くみ取り槽については9万円を限度として、それぞれ撤去・処分に係る費用を補助する。
- 3 前項の規定による転換に伴い配管工事をする場合は、9万円を限度として当該配管工事に係る費用を補助する。
- 4 前3項の費用が当該各項に定める補助限度額に満たない場合は、前3項の規定による補助金の額は、それぞれ費用の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を当該年度の1月31日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定および通知)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否および交付予定額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付することが不相当と決定したときは、補助金交付却下通知書(様式第3号)によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、補助金交付決定通知をうけた後に、補助金申請内容を変更し、または補助事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理し、その変更内容を承認するときは、変更等承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助金に係る事業完了後1か月以内または当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付額確定)

第10条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業が申請のとおり完了したことを確認した後、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書(様式第7号)を速やかに補助事業者に交付するものとする。

(補助金の交付等)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第8号)による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消しおよび返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消し、または既に補助金を交付した場合にあっては、期限を定めて、その全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 乙種地域において、下水道の整備がなされたにもかかわらず、下水道に接続可能となった日より起算して1年以内に下水道に接続しなかったとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(補助事業者の責務)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した浄化槽の機能が正常に稼動するよう適正な維持管理をしなければならない。

(実地検査)

第14条 市長は、この補助事業を適正に執行するため浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。